

診療報酬施設基準等検討業務委託
公募型プロポーザル実施要項

令和8年7月

地方独立行政法人さんむ医療センター

1 本要項の目的

本要項は、地方独立行政法人さんむ医療センター（以下「当院」という。）が、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）方式により診療報酬施設基準等検討業務の受託者を選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名称 診療報酬施設基準等検討業務委託（以下「本業務」という。）
- (2) 業務期間 令和 8 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで（4 年間）
- (3) 業務内容 別添仕様書のとおり

3 委託限度額

15,997,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 参加資格要件及び業務実施上の条件

本プロポーザルに参加することができる者（以下「応募者」という。）は、次の要件のいずれにも該当する者とする。

ア 令和 6・7 年度の山武市入札参加資格者名簿（以下「入札名簿」という。）に登載されている者又は入札名簿に登載のない者のうち別添「非名簿登載者の入札参加に必要な手続きについて」に示す手続きを行った者

イ 本事業の安全性を確保するため、法令に照らし合わせ、過去において不正及び不誠実な行為がなく、将来においても同様に本事業を履行できる企業であること。

ウ 本事業の永続性及び安定性を確保するため、財務状況、損益状況及び資金状況に問題のない健全な財務体質を有する企業であること。

エ 参加申込書の提出日現在で、次の要件に該当しない者であること。

- (ア) 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (イ) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年を経過しない者
- (ウ) 6 ヶ月以内に手形又は小切手を不渡りにした者
- (エ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に規定する更生手続きの適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始がされていない者
- (オ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に規定する更生手続きの適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始がされていない者
- (カ) 地方独立行政法人さんむ医療センター反社会的勢力への対応に関する規程第 2 条に掲げる者（地方独立行政法人さんむ医療センター契約に係る反社会的勢力排除要領第 3 条に基づき入札参加除外措置を受けている者及び山武市が山武市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づき指名除外した者を含む。）
- (キ) 地方独立行政法人さんむ医療センター業者指名停止措置要領に基づく当院の指名停止措置を受けている者（千葉県又は山武市において指名停止処分を受けている者は、当院の指名停止措置を受けている者と同様に取り扱う。）
- (ク) その他当院から入札参加資格の制限を受けている者

5 実施スケジュール

内容等	期日
公告	令和 8 年 7 月 17 日（金）
質問書の受付期間	令和 8 年 7 月 17 日（金）9 時から 令和 8 年 7 月 23 日（木）17 時まで
質問書の回答期限	令和 8 年 7 月 28 日（火）まで （ホームページ上で随時公表）
参加表明書の提出期間	令和 8 年 7 月 17 日（金）9 時から 令和 8 年 7 月 31 日（金）17 時まで
企画提案書の提出期間	令和 8 年 7 月 17 日（金）9 時から 令和 8 年 8 月 3 日（月）17 時まで
提案者プレゼンテーション	令和 8 年 8 月 12 日（予定）
審査結果の公表	令和 8 年 8 月中旬（予定）
契約締結	令和 8 年 8 月下旬（予定）

6 企画提案書等の作成及び提出等

(1) 提出書類

No.	提出書類の名称	様式	提出部数	備考
1	参考資料等貸与申請書	様式 1	正 1 部	必要がある場合に提出すること
2	質問書	様式 2	正 1 部	必要がある場合に提出すること
3	参加表明書	様式 3	正 1 部	
4	企画提案書	様式 4 及び 任意様式	正 1 部 副本 13 部	仕様書の業務内容等を確認し、 任意様式で提出すること
ア	事業者概要書	様式 5		インデックスを付し、2 穴綴じ ファイルに左綴じしたうえで提 出すること
イ	業務執行体制調書	様式 6		
ウ	業務実績書	様式 7		
エ	担当者連絡先	様式 8		
オ	見積書	任意様式		
5	プロポーザル参加辞退届	様式 9	正 1 部	参加表明書提出後に、辞退する 場合に提出すること

(2) 提出方法

- ア 持参又は郵送（配達証明付書留郵便）とする。
- イ 持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く 9 時から 17 時までとする。
- ウ 郵送する場合は、提出期限必着とし、封筒には「診療報酬施設基準等検討業務
委託公募型プロポーザル関係書類在中」と朱書すること。
- エ 参考資料等貸与申請書及び質問書については、電子メールで提出してもよい。

(3) 提出先

〒289-1326 千葉県山武市成東 250 番地

地方独立行政法人さんむ医療センター 事務部経営企画室

電話：0475-82-7197（直通）

メールアドレス：keikil@sanmu-mc.jp

(4) 提出書類の無効

提出された書類が、次のいずれかに該当する場合は、提出された書類が無効となり参加資格を失うことがある。

ア 提出方法、提出場所、提出期限に適合しないもの

イ 作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 許容された表現方法以外の表現が用いられているもの

オ 虚偽の内容が記載されているもの

7 選定委員会の設置

企画提案書等を公正に審査し、事業者選定を行うため、「診療報酬施設基準等検討業務に係る受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置し、企画提案書等を審査し、優先交渉権者を選定する。

8 プレゼンテーション審査の実施

(1) 日時 令和8年8月12日（火）予定

(2) 出席者 3名以内とし、本業務責任者となるものは必ず出席すること

(3) 内容等 企画提案書等について説明すること（説明時間20分、質疑20分程度）

(4) その他 詳細については、応募者に別途通知する。

9 審査方法

各評価項目及び配点は別紙のとおりとする。なお、選定委員会における審査・審議は非公開とし、選定結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

10 審査結果の通知

本プロポーザルに参加した者に電子メール等で通知するとともに、後日、当院のホームページで選定結果を公表する。

11 契約について

ア 当法人の契約規定に則り、優先交渉権者との間で仕様書並びに企画提案に基づく条件を協議の上、合意が得られた時点で随意契約を締結する。

イ 優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合、次点の者と同様の交渉を行うこととし、以下も同様とする。

12 失格条項

応募者が次のいずれかに該当する場合は失格となることがある。

- ア 本プロポーザルに関し、審査の公平性を害する行為を行った場合
- イ 参加申請書兼資格要件確認申請書及び企画提案書等の提出日から契約の締結までの間に、社会的信用を失墜させる行為が判明した場合
- ウ 虚偽の内容が記載されているものを提出したと

13 留意事項

- ア 本プロポーザルの参加に要するすべての経費は、応募者の負担とする。
- イ 企画提案書の提出は、1 者につき 1 案とする。
- ウ 本プロポーザルにおいて提出された書類は、返却しない。
- エ 本プロポーザルにおいて提出された書類は、必要な範囲において、複製を作成することがある。提出された書類は、提案者の承諾なしに第三者に提供しない。
- オ 審査の結果、優先交渉権者として選定された場合であっても、提案に重大な問題点等があった場合は選定を取り消すことがある。
- カ 契約後に仕様書に記載された内容が遵守されない場合は、契約を取り消すことがある。

14 担当部署（問合せ先）

〒289-1326 千葉県山武市成東 250 番地
地方独立行政法人さんむ医療センター 事務部経営企画室
担当 土屋、加瀬
電話：0475-82-7197（直通）
メールアドレス：keikilo@sanmu-mc.jp